

# 令和元年石巻市議会第2回定例会 議案解説

## 1 条例議案（17件）

- (1) 第92号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
(石巻市市税条例等の一部を改正する条例)  
(石巻市都市計画税条例の一部を改正する条例)

### <改正理由>

「地方税法等の一部を改正する法律」が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、各条例の一部を改正したものの。

### <改正内容>

#### (石巻市市税条例等の一部を改正する条例)

#### ○第1条 石巻市市税条例の一部改正

##### 第34条の7

「ふるさと納税」に係る寄附金税額控除について、寄附金募集を適切に実施し、返礼品を寄附金額の3割以下及び地場産品とすることを満たし、総務大臣が対象として指定した地方公共団体への寄附をした場合に限り特例控除を受けることができるよう、引用条項及び条文の整理を行うもの。

##### 附則第7条の3の2

住宅借入金等特別控除において、平成31年（令和元年）10月1日から平成32年（令和2年）12月31日までの間に居住の用に供した建物に限り、消費税率引き上げ分に伴う需要変動の平準化対策として、控除の期間を3年間延長するほか、同控除の適用要件も緩和されたことから、条文を整理するもの。

##### 附則第7条の4、附則第9条及び附則第9条の2

第34条の7と同様に「ふるさと納税制度」の改正に伴い、文言を整理するもの。

##### 附則第10条の2

固定資産税の課税標準の特例、いわゆる「わがまち特例」において、法改正に伴い引用条項を改めるもの。

##### 附則第10条の3

高規格堤防の整備に伴う建替家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする方が、市長に対して行う申告について新たに規定するほか、条文の整理及び引用条項を改めるもの。

##### 附則第12条の2

用途を変更した宅地等に係る税負担の調整措置において、引用条項を改めるほか、その期限を平成32年度（令和2年度）までに改めるもの。

##### 附則第16条

被災代替償却資産の条例減免について、適用する取得期限を2年間延長するため、期間を改めるもの。

附則第16条の2及び附則第16条の2の2

軽自動車の環境への負荷の低減に資するための施策、いわゆる「グリーン化」を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪等に対する経年車重課税率及び新規検査後1年以内の新車で一定の環境性能を有する軽四輪等に対する軽課税率を規定し、第2条関係に規定している平成31年10月1日開始の環境性能割並びに種別割へ移行するまでの規定を整理すると共に、平成29年度分の軽減課税条項を削除するほか、引用条項の改め及び条文の整理を行うもの。

附則第24条

東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等において、法改正に伴う文言の追加及び整理を行うもの。

○第2条 石巻市市税条例の一部改正

第36条の2及び第36条の4

年末調整を受けている者について、確定申告書と同様に、市民税申告書の記載事項の簡素化を図るため、文言の整理及び引用条項を改めるもの。

第36条の3の2及び第36条の3の3

児童扶養手当の支給を受け、かつ前年の合計所得が135万円以下の単身児童扶養者が非課税の対象に追加されたことに伴い、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書に該当する場合の規定の追加及び条文を整理するもの。

附則第15条の2、附則第15条の2の2、附則第15条の2の3及び附則第15条の6

消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策として、平成31年（令和元年）10月1日から平成32年（令和2年）9月30日までの1年間に限り、取得されたガソリン車のうち、特に優れた環境性能を有する自家用の軽四輪等は、予定していた税率から1パーセントを軽減する臨時的軽減措置について、新たに規定を追加するほか、条文を整理するもの。

附則第16条の2

軽自動車税種別割の税率の特例について、現行の軽減税率を平成33年度（令和3年度）分まで2年延長し、当該軽四輪等の環境性能に応じて適用するほか、引用条項を改めるもの。

附則第16条の2の2

軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例において、不正を原因として納付すべき軽自動車税種別割に不足税額が発生した場合の納税義務及び納付すべき額について規定するもの。

○第3条 石巻市市税条例の一部改正

第24条

個人の市民税の非課税とする、合計所得135万円以下の障害者、未成年者、寡婦（かふ）等に「単身児童扶養者」いわゆる「未婚のひとり親」を追加するもの。

附則第16条の2及び附則第16条の2の2

グリーン化特例による軽自動車税種別割の軽減税率の適用を、電気自動車等に限り平成35年度（令和5年度）まで2年延長することについて、新たに規定するほか、引用条項を改めるもの。

○第4条 石巻市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

軽自動車税環境性能割の税率の特例について、第1条の改正に伴い、石巻市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年石巻市条例第62号）を改めるもの。

○第5条 石巻市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

大法人等の電子申告義務化に伴う提出方法の柔軟化及び災害他、エルタックス障害発生時の宥恕（ゆうじょ）規定を追加するため、石巻市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年石巻市条例第28号）を改めるもの。

○附則

第1条

施行期日を規定するもの。

第2条、第3条及び第4条

市民税に関する経過措置について規定するもの。

第5条

固定資産税に関する経過措置について規定するもの。

第6条、第7条及び第8条

軽自動車税に関する経過措置について規定するもの。

＜平成31年4月1日から施行。ただし、次の各号の規定は当該各号に定める日からそれぞれ施行

- 1 第1条中石巻市市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定

平成31年（令和元年）6月1日

- 2 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定

平成31年（令和元年）10月1日

- 3 第2条中石巻市市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定

平成32年（令和2年）1月1日

- 4 第3条中石巻市市税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定

平成33年（令和3年）1月1日

- 5 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定

平成33年（令和3年）4月1日＞

<改正内容>

**(石巻市都市計画条例の一部を改正する条例)**

附則第4項、附則第5項、附則第6項及び附則第7項

固定資産税の課税標準の特例（わがまち特例）の条例で定める割合において、法改正に伴い引用条項を改めるもの。

附則第14項

用途を変更した宅地等に係る税負担の調整措置において、その期限を平成32年度（令和2年度）までとするほか、引用条項を改めるもの。

附則第19項

第3条2項の読替規定において、引用条項を改めるもの。

附則

施行期日を規定するもの。

<平成31年4月1日から施行。ただし、附則第14項の規定は、平成30年4月1日から適用>

(2) 第93号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
(原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく  
石巻市固定資産税の不均一課税に関する条例等の一部を改正する  
条例)

<改正理由>

「山林振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令」が平成31年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係する条例の一部を改正したもの。

<改正内容>

- 第1条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく石巻市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正

第2条

新設又は増設した施設等の取得の際に係る固定資産税の不均一課税の適用期限について2年間延長し、平成33年(令和3年)3月31日までとするもの。

- 第2条 石巻市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正

第2条

新設又は増設した施設等の取得の際に係る固定資産税の課税免除の適用期限について2年間延長し、平成33年(令和3年)3月31日までとするもの。

附則第2項

課税免除適用期限の2年間延長に伴い、条例の失効日を平成35年(令和5年)3月31日までとするもの。

- 第3条 石巻市地域経済索引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正

第2条

新設又は増設した施設等の取得の際に係る固定資産税の課税免除の適用期限について2年間延長し、平成33年(令和3年)3月31日までとするもの。

- 附則

施行期日を規定するもの。

<平成31年4月1日から施行>

(3) 第94号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
 (石巻市復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の  
 課税免除に関する条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

「復興特区法に基づく課税の特例についての税制改正法案」が平成31年3月27日に成立し、平成31年度・32年度の投資に係る減収額について、雇用等被害地域を含む市町村の区域に限り、平成30年度までと同水準の補填を行うとされたことから、条例の一部を改正したもの。

<改正内容>

第2条

固定資産税及び都市計画税の不均一課税及び課税免除の適用期間を2年間延長し、平成33年(令和3年)3月31日までとするもの。

<平成31年4月1日から施行>

(4) 第95号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
 (石巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

「地方税法施行令等の一部を改正する政令」が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正したもの。

<改正内容>

- ① 国民健康保険税の課税限度額について、次表のとおり引き上げるもの。

区 分	改 正	現 行
基礎課税額分(医療分)	61万円	58万円
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円
介護納付金分	16万円	16万円
合計	96万円	93万円

- ② 国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得について、次表のとおり引き上げるもの。

軽減割合	改 正	現 行
7割	33万円(基礎控除額)以下	33万円(基礎控除額)以下
5割	33万円+28万円×被保険者数	33万円+27.5万円×被保険者数
2割	33万円+51万円×被保険者数	33万円+50万円×被保険者数

※1 軽減は、応益分(均等割額、平等割額)に係る保険税額に適用する。

※2 被保険者数には、特定同一世帯所属者数(同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療に移行した被保険者)を含む。

その他附則において、施行期日及び適用区分について規定するもの。

＜平成31年4月1日から施行＞

- (5) 第96号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
 (東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例)  
 (東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例)

＜改正理由＞

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域における避難対象者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置に対する国の財政支援が延長されたことに伴い、各条例の一部を改正したもの。

＜改正内容＞

国民健康保険税及び介護保険料の免除措置を次表のとおり延長するもの。

地域区分	地域の内容	所得区分	免除期間	
			改正	現行
帰還困難区域等	帰還困難区域 居住制限区域 避難指示解除準備区域	—		
旧避難指示区域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等</li> <li>平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等</li> <li>平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域</li> <li>平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等</li> </ul>	上位所得層を除く	平成32年3月分まで	平成31年3月分まで

※ 上位所得層：国保…世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

介護…被保険者個人の合計所得金額が633万円以上

その他附則において、施行期日を規定するもの。

＜平成31年4月1日から施行＞

(6) 第97号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
 (石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件」が平成31年3月27日に告示され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正したもの。

<改正内容>

損害補償に係る介護補償の額を次表のとおり引き上げるもの。

区 分			改 正	現 行
常時介護	親族などによる介護を受けていないとき	1月当たりの介護補償上限額	<u>165,150円</u>	<u>105,290円</u>
	親族などによる介護を受けているとき	1月当たりの介護補償の一律定額	<u>70,790円</u>	<u>57,190円</u>
随時介護	親族などによる介護を受けていないとき	1月当たりの介護補償上限額	<u>82,580円</u>	<u>52,650円</u>
	親族などによる介護を受けているとき	1月当たりの介護補償の一律定額	<u>35,400円</u>	<u>28,600円</u>

その他附則において、施行期日及び経過措置を規定するもの。

<平成31年4月1日から施行>



(7) 第99号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
(改元に伴う関係条例の整備に関する条例)

< 制定理由 >

「元号を改める政令」が平成31年4月1日に公布され、新天皇陛下の即位の日である令和元年5月1日から元号が「令和」に改められたことから、本市の各条例に記載されている月日で改元日以後のもの及び平成32年度以後の年度表記について、新元号である令和の表記に改めるため、本条例を制定したものの。

< 制定内容 >

以下の条例中に記載されている平成31年5月1日以降の期日及び平成32年度以後の年度表記について、「令和」の表記に改めるもの。

各条例中の年度表記の改正

平成32年度以後の年度で記載されているものについて、新元号での年度に改める。

- 例) 平成32年度 ⇒ 令和2年度  
平成45年度 ⇒ 令和15年度

各条例中の年月日表記の改正

平成31年5月1日以後の年月日で記載されているものについて、新元号での年月日に改める。

- 例) 平成31年5月1日 ⇒ 令和元年5月1日  
平成33年3月31日 ⇒ 令和3年3月31日

- (1) 石巻市市税条例 (平成17年石巻市条例第55号)
- (2) 石巻市都市計画税条例 (平成17年石巻市条例第56号)
- (3) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく石巻市固定資産税の不均一課税に関する条例 (平成17年石巻市条例第58号)
- (4) 石巻市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例 (平成17年石巻市条例第62号)
- (5) 石巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 (平成17年石巻市条例第68号)
- (6) 石巻市介護保険条例 (平成17年石巻市条例第165号)
- (7) 石巻市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例 (平成21年石巻市条例第25号)
- (8) 東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例 (平成23年石巻市条例第27号)
- (9) 東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例 (平成23年石巻市条例第28号)
- (10) 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成24年石巻市条例第5号)
- (11) 石巻市復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例 (平成24年石巻市条例第38号)

- (12) 石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年石巻市条例第38号）
- (13) 石巻市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年石巻市条例第36号）
- (14) 石巻市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（平成28年石巻市条例第3号）
- (15) 石巻市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年石巻市条例第62号）
- (16) 石巻市市税条例の一部を改正する条例（平成29年石巻市条例第18号）
- (17) 石巻市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年石巻市条例第28号）
- (18) 石巻市牡鹿地域拠点エリア条例（平成30年石巻市条例第51号）
- (19) 使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例（平成31年石巻市条例第4号）
- (20) 石巻市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成31年石巻市条例第7号）
- (21) 石巻市にっこりサンパーク条例の一部を改正する条例（平成31年石巻市条例第13号）
- (22) 石巻市老人憩の家条例の一部を改正する条例（平成31年石巻市条例第16号）
- (23) 石巻市夜間急患センター条例の一部を改正する条例（平成31年石巻市条例第17号）
- (24) 石巻市企業立地等促進条例の一部を改正する条例（平成31年石巻市条例第18号）
- (25) 石巻市かわまち交流拠点条例の一部を改正する条例（平成31年石巻市条例第19号）
- (26) 石巻市市税条例等の一部を改正する条例（平成31年石巻市条例第22号）

＜元号を定める政令の施行の日（令和元年5月1日）から施行＞

**(8) 第101号議案 石巻市森林環境整備基金条例**

＜制定理由＞

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたことに伴い、国から地方公共団体へ譲与される森林環境譲与税により、令和元年度以降の森林整備事業等を計画的に実施していくための基金を設置するため、本条例を制定するもの。

＜制定内容＞

設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用及び委任について規定するもの。  
また、附則において、施行期日を規定するもの。

＜令和元年7月1日から施行＞

**(9) 第102号議案 石巻市牡鹿生活共同利用施設設置条例を廃止する条例**

＜廃止理由＞

「石巻市牡鹿生活共同利用施設（石巻市大原生活センター）」は、地区住民の集会所的施設として地域コミュニティの形成・維持に寄与してきたところであるが、東日本大震災により大規模半壊となったため、地元自治会が石巻市東日本大震災被災集会所建設費補助金を活用し建設した大原地区集会所が新たな地域コミュニティの拠点施設となることから、当該施設の条例を廃止し解体するもの。

＜内容＞

石巻市牡鹿生活共同利用施設設置条例を廃止するもの。

＜令和元年7月1日から施行＞

**(10) 第103号議案 石巻市復興まちづくり情報交流館条例の一部を改正する条例**

＜改正理由＞

「復興まちづくり情報交流館牡鹿館」は、東日本大震災からの復旧・復興事業や地域のまちづくりに関する情報発信、また、市民同士の意見交換や来訪者との交流の場として平成28年3月に設置されたが、同館が設置されている鮎川地区に、情報交流館の機能を承継する「観光物産交流施設」が本年9月に開設されることから、本施設を廃止するため、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

第2条の表及び別表

「石巻市復興まちづくり情報交流館牡鹿館」の項を削るもの。

附則

施行期日を規定するもの。

＜令和元年9月1日から施行＞

(11) 第104号議案 石巻市議会議員及び市長等の選挙における選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

<改正理由>

選挙長等の報酬額については、「国会議員の選挙長等の執行経費の基準に関する法律」に示されている単価を根拠としており、同法律の改正に伴い、本市で定めている報酬額を変更するため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

選挙長等の報酬額を次表のとおり引き上げるもの。

種別	区分	報酬額	
		改正	現行
選挙長	勤務1回につき	<u>10,800円</u>	<u>10,600円</u>
投票所の投票管理者		<u>12,800円</u>	<u>12,600円</u>
期日前投票所の投票管理者		<u>11,300円</u>	<u>11,100円</u>
開票管理者		<u>10,800円</u>	<u>10,600円</u>
投票所の投票立会人		<u>10,900円</u>	<u>10,700円</u>
期日前投票所の投票立会人		<u>9,600円</u>	<u>9,500円</u>
選挙立会人、開票立会人		<u>8,900円</u>	<u>8,800円</u>
外部立会人	勤務1日につき	<u>10,900円</u>	<u>10,700円</u>

<公布の日から施行>

**(12) 第105号議案 石巻市公民館条例の一部を改正する条例**

＜改正理由＞

「桃生公民館榎崎分館」は、昭和55年に建設され、地域コミュニティの拠点として利用されているが、経年劣化による雨漏り等が発生しており、「石巻市公共施設等総合管理計画」に基づき、廃止に向け地域住民と協議を進め、協議が調ったことから榎崎分館を廃止し解体することとなったもの。

また、桃生文化交流会館に併設されている「太田分館」についても、地域との協議が調い、公民館分館としての機能を廃止することとなったため、本条例の一部を改正するもの。

なお、これらに伴い、市内の公民館分館がすべて廃止されることとなる。

＜改正内容＞

第13条

条項を削除するもの。

別表第2

別表を削るもの。

附則

施行期日を規定するもの。

＜令和元年8月1日から施行＞

**(13) 第106号議案 石巻市桃生スポーツ施設条例の一部を改正する条例**

＜改正理由＞

昭和57年に整備された桃生スポーツ施設内の「木製アスレチック遊具」及び「ログハウス」について、施設の老朽化に伴う事故等の危険性から、当該施設を廃止し解体撤去することとしたため、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

第3条

「利用許可」において、条文を整理するもの。

別表

「使用料の別表」において、アスレチック及びログハウスを削除し、表を整理するもの。

＜令和元年8月1日から施行＞

**(14) 第107号議案 石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例**

＜改正理由＞

宮城県において、他の障害者の福祉サービス等との均衡を図るため、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象とした障害者医療費助成事業の改正が行われ、本年10月1日から適用されることに伴い、本市においても県と同様の助成対象範囲とするため、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

第2条

「重度心身障害者の定義」に精神障害者保健福祉手帳1級所持者の追加に伴い、条文を整理するもの。

附則

施行期日を規定するもの。

＜令和元年10月1日から施行＞

**(15) 第108号議案 石巻市老人憩の家条例の一部を改正する条例**

＜改正理由＞

石巻市行財政運営プラン等に基づき、「石巻市泊老人憩の家」の今後の管理等について、地域と協議した結果、隣接する泊地区コミュニティセンターを活用することで協議が調ったことから、本施設を廃止し解体するため、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

別表第1

「石巻市泊老人憩の家」の項を削るもの。

附則

施行期日を規定するもの。

＜令和元年8月1日から施行＞

(16) 第109号議案 石巻市介護保険条例の一部を改正する条例

<改正理由>

本年10月以降の消費税率引上げによる低所得者への介護保険料軽減強化のため「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」等が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

低所得高齢者の介護保険料を軽減するため、第1号被保険者のうち、所得段階が第1段階から第3段階に該当する方について、保険料基準額に乗ずる割合を次表のとおり変更し、保険料の減額賦課に係る保険料率を規定するもの。

段階	対象者	保険料基準額に対する割合 及び保険料	
		改正	現行
第1段階	・生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の者	0.375 26,550円/年	0.45 31,860円/年
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円超120万円以下の者	0.625 44,250円/年	0.75 53,100円/年
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が120万円超の者	0.725 51,330円/年	

※保険料基準額 70,800円/年（※第5段階保険料額）

その他附則において、施行期日及び経過措置を規定するもの。

<公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用>

(17) 第110号議案 石巻市都市公園条例等の一部を改正する条例

<改正理由>

石巻市総合運動公園内に新たに整備した「多目的フィールド」及び「フットボールフィールド更衣室」について、本年7月1日からの供用開始に伴い、施設名称や使用料等を定めるほか、本市の指定管理対象公園が有料公園施設のうち総合運動公園に限定されていることから、その他の公園・施設などにも指定管理制度を拡充するための条件整備を図るため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

○第1条 石巻市都市公園条例の一部改正

第21条

指定管理者による管理において、全ての都市公園に指定管理者制度を導入可能とするよう条文を改めるとともに、利用料金について、指定管理者の収入とすることができるよう規定を追加するもの。

別表第1

有料公園施設に「多目的フィールド」を追加するもの。

別表第2の4

有料公園施設を使用する場合の使用料において、「石巻市民球場」及び「石巻フットボール場」のシャワー設備の使用料を改めるとともに、「フットボールフィールドシャワー設備」及び「多目的フィールド」の使用料について追加するもの。

○第2条 使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正

本条例により既に改正されている10月からの有料公園施設を使用する場合の使用料について、総合運動公園内に新たに整備した施設等の供用開始及びシャワー設備の使用料の見直しに伴い改正するもの。

○附則

施行期日を規定するもの。

<令和元年7月1日から施行>

【参考】石巻市都市公園条例の改正関係

① 多目的フィールド（1面）使用料

	一般	大学生	高校生	中学生以下
1時間につき	1,440円 (1,200円)	1,080円 (900円)	720円 (600円)	360円 (300円)

※（ ）内は、R1.9.30までの使用料

② フットボールフィールド更衣室使用料

- ・更衣スペース（4室：1室当たり25人収容可能）の利用は無料
- ・ユニットシャワー設備（脱衣スペース有：6区画）1回5分100円

③ 市民球場、フットボール場更衣室シャワー使用料の見直し

- ・今回整備したシャワー設備と料金を統一し、現行1回50円から1回100円に改定



## 2 条例外議案（17件）

- (1) 第100号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
(土地明渡等仮処分命令申立事件に係る和解について)  
(土地明渡等仮処分命令申立事件に係る和解について)

### <内 容>

東日本大震災に伴い本市が発注した、23年災小島漁港海岸保全施設災害復旧工事及び23年災明神漁港海岸保全施設災害復旧工事において、工程管理が不適切なまま工期末を迎え、工事の完成に至らなかったため株式会社カルヤード 代表取締役 原 惇一との工事請負契約を解除した件については、当該建設業者がその後も本件工事用地等に、重機、資材等を置き、工事を続行していたため、工事の続行禁止及び工事用地等の明渡しについて、小島漁港については平成31年1月29日、明神漁港については平成31年3月7日付けで仙台地方裁判所に対し仮処分命令の申立てを行い係争中であったが、本年5月20日に裁判所から和解案が提示され、次のとおり和解することとしたもの。

### ○23年災小島漁港海岸保全施設災害復旧工事

- ・事件名 平成31年（ヨ）第14号 土地明渡等仮処分命令申立事件
- ・債権者 石巻市 代表者 市長 亀山 紘（発注者）
- ・申立の趣旨 契約解除に伴う工事続行の禁止及び工事目的物、土地の明渡し

#### 1 和解の相手方（債務者）

石巻市田道町一丁目5番1号

株式会社カルヤード 代表取締役 原 惇一

#### 2 和解の内容

- (1) 債務者は、本件工事を中止し、債権者に対し、令和元年6月5日限り、本件各土地を明け渡す。
- (2) 債権者は、債務者に対し、前項の明渡しを受けた後、速やかに、債務者が本件各土地について行った本件工事の出来形部分（ブロック類を含む。）について品質を確認し、工事代金の精算について、債務者と協議することを確約する。債務者は、債権者に対し、上記出来形部分の品質確認について、資料の提供等の協力をする。
- (3) 債権者は、本件仮処分申立てを取り下げる。
- (4) 手続費用は各自の負担とする。

### ○23年災明神漁港海岸保全施設災害復旧工事

- ・事件名 平成31年（ヨ）第28号 土地明渡等仮処分命令申立事件
- ・債権者 石巻市 代表者 市長 亀山 紘（発注者）
- ・申立の趣旨 契約解除に伴う工事続行の禁止及び工事目的物、土地の明渡し

#### 1 和解の相手方（債務者）

石巻市田道町一丁目5番1号

株式会社カルヤード 代表取締役 原 惇一

## 2 和解の内容

- (1) 債務者は、本件工事を中止し、債権者に対し、令和元年6月5日限り、本件各土地を明け渡す。
- (2) 債権者は、債務者に対し、前項の明渡しを受けた後、速やかに、債務者が本件各土地について行った本件工事の出来形部分（ブロック類を含む。）について品質を確認し、工事代金の精算について、債務者と協議することを確約する。債務者は、債権者に対し、上記出来形部分の品質確認について、資料の提供等の協力をする。
- (3) 債権者は、本件仮処分申立てを取り下げる。
- (4) 手続費用は各自の負担とする。

**(2) 第112号議案** 工事委託に関する年度協定の締結について（市道門脇町三・四丁目1号線道路改良事業（仮称）鎮守大橋橋梁整備工事に関する平成31年度（令和元年度）協定）

<内 容>

平成27年9月に宮城県と締結した「市道門脇町三・四丁目1号線道路改良事業（仮称）鎮守大橋橋梁整備工事に関する基本協定」に基づき、（仮称）鎮守大橋の整備促進を図るため、平成31年度（令和元年度）における年度協定を締結するに当たり、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

- ・協定名 市道門脇町三・四丁目1号線道路改良事業（仮称）鎮守大橋橋梁整備工事に関する平成31年度（令和元年度）協定
- ・工事名 市道門脇町三・四丁目1号線道路改良事業（仮称）鎮守大橋橋梁整備工事
- ・年度協定額 金2,190,000,000円
- ・協定の相手方 宮城県知事 村 井 嘉 浩

**(3) 第113号議案** 工事請負の契約締結について  
（本庁舎照明設備改修工事）

<内 容>

- ・工事場所 石巻市穀町56番4
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札（総合評価方式）
- ・契約金額 金143,000,000円
- ・契約の相手方 石巻市末広町2番10号  
北上電設工業株式会社  
代表取締役 高 橋 寛 治

**(4) 第114号議案** 工事請負の契約締結について  
（（仮称）防災マリーナ整備工事）

<内 容>

- ・工事場所 石巻市南浜町一丁目地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金1,060,290,000円
- ・契約の相手方 石巻市大街道南二丁目9番13号  
遠藤興業株式会社  
代表取締役 遠 藤 正 樹

(5) 第115号議案 工事請負の契約締結について  
(釜大街道線橋梁下部工新設(その1)工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市大街道東二丁目地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札(総合評価方式)
- ・契約金額 金251,570,000円
- ・契約の相手方 仙台市青葉区中央三丁目10番19号  
東鉄工業株式会社東北支店  
執行役員支店長 酒 井 敏 郎

(6) 第116号議案 工事請負の契約締結について  
(石巻市立牡鹿病院屋内退避施設改修工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市鮎川浜清崎山7番地
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札(総合評価方式)
- ・契約金額 金537,900,000円
- ・契約の相手方 石巻市恵み野三丁目1番地2  
株式会社丸本組  
代表取締役 佐 藤 昌 良

(7) 第117号議案 工事請負の契約締結について  
(湊中学校講堂・武道場吊天井改修その他工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市大門町四丁目1番1
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札(総合評価方式)
- ・契約金額 金168,868,700円
- ・契約の相手方 石巻市鹿又字八幡下84番地  
株式会社角張工務店  
代表取締役 角 張 守

(8) 第118号議案 工事請負の契約締結について  
((仮称)石巻市複合文化施設建設展示工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市開成1番8
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金527,830,765円
- ・契約の相手方 東京都港区台場二丁目3番4号  
株式会社乃村工藝社  
代表取締役社長 榎本修次

(9) 第119号議案 工事請負の契約締結について  
(下釜南部地区土地区画整理事業宅地造成道路築造(その3)  
工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市大街道東二丁目ほか5字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金494,103,500円
- ・契約の相手方 石巻市大街道北三丁目7番27号  
新東総業株式会社  
代表取締役社長 新田秀悦

(10) 第120号議案 工事請負契約の一部変更について  
((仮称)石巻市複合文化施設建設工事)

<内 容>

- ・請負者 大成建設・丸本組特定建設工事共同企業体  
代表者  
仙台市青葉区一番町三丁目1番1号  
大成建設株式会社東北支店  
執行役員支店長 平田尚久
- ・契約金額 変更前 金6,676,344,000円  
変更後 金6,724,306,200円

(11) 第121号議案 工事請負契約の一部変更について  
(23年災長面漁港海岸保全施設災害復旧(その5)工事)

<内 容>

- ・請負者 東洋・佐藤・久本特定建設工事共同企業体  
代表者  
仙台市青葉区中央二丁目9番27号  
東洋建設株式会社東北支店  
執行役員支店長 田 中 啓 之
- ・契約金額 変更前 金2,053,659,960円  
変更後 金2,219,165,700円

(12) 第122号議案 工事請負契約の一部変更について  
(23年災水浜分浜漁港災害復旧工事)

<内 容>

- ・請負者 東松島市牛網字上四十八37番1  
宇佐美工業株式会社東北営業所  
所長 石 川 大
- ・契約金額 変更前 金589,537,440円  
変更後 金620,695,440円

(13) 第123号議案 工事請負契約の一部変更について  
(23年災鮫ノ浦漁港災害復旧工事)

<内 容>

- ・請負者 東北・ケーユーケー復旧・復興建設工事共同企業体  
代表者  
石巻市桃生町給人町字東町91番地3  
株式会社東北建設  
代表取締役 沓 掛 吉 徳
- ・契約金額 変更前 金270,541,080円  
変更後 金272,722,680円

(14) 第124号議案 工事請負契約の一部変更について  
(災復3809-3号釜1号幹線災害復旧工事)

<内 容>

- ・請負者 仙台市青葉区一番町二丁目1番2号  
株式会社森本組東北支店  
支店長 久保幸三
- ・契約金額 変更前 金423,716,400円  
変更後 金498,270,960円

(15) 第125号議案 市道路線の認定について

(16) 第126号議案 市道路線の廃止について

(17) 第127号議案 市道路線の変更について

<内 容>

市道路線の認定、廃止及び変更の内訳

区別	内 容	路線数	延長 (m)
認定	国の事業によるもの	1路線	49.88
	民間開発によるもの	1路線	70.33
	計	2路線	120.21
廃止	国の事業によるもの	1路線	△86.73
	計	1路線	△86.73
変更	国の事業によるもの	1路線	24.76
	計	1路線	24.76

# 令和元年石巻市議会第2回定例会追加 議案解説

## 1 条例外議案（9件）

### （1）第129号議案 財産の取得について

#### （住民基本台帳ネットワークシステム機器）

#### <内 容>

本市の住民基本台帳ネットワークシステム機器の保守サービス期間が本年9月30日で終了することから、システムの安定運営のため、新たなシステム機器を取得することについて、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

- ・取得財産 住民基本台帳ネットワークシステム機器
- ・納入場所 石巻市穀町14番1号ほか9か所  
(石巻市役所本庁舎、各総合支所、渡波支所、稲井支所及び蛇田支所)
- ・数量等 CSサーバ1台、統合端末14台に係るハードウェア及びソフトウェア等

項番	項目	数量
1	CSサーバ（ハード）	一式
2	統合端末（ハード）	一式
3	CSサーバ、統合端末（ソフトウェア等）	一式
4	CSサーバ流通品（ハード）	一式
5	統合端末流通品（ハード）	一式
6	ネットワーク機器	一式
7	タッチパネル	一式

- ・取得方法 制限付き一般競争入札
- ・取得価格 金7,104,240円
- ・取得の相手方 仙台市青葉区本町二丁目15番1号  
株式会社日立システムズ東北支社  
支社長 堀 谷 敦



(2) 第130号議案 財産の取得について  
(消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車(桃生地区分及び雄勝地区分))

<内 容>

「石巻市消防団消防車両更新計画」に基づき、経年により劣化した「石巻市消防団桃生地区団」の消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車並びに「石巻市消防団雄勝地区団」の小型動力ポンプ付積載車を取得することについて、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

- ・取得財産 消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車(桃生地区分及び雄勝地区分)
- ・納入場所 石巻市桃生町中津山字江下10番地ほか1か所
- ・数量 3台 (消防ポンプ自動車 1台、小型動力ポンプ付積載車 2台)
- ・取得方法 指名競争入札
- ・取得価格 金38,940,000円
- ・取得の相手方 大崎市古川中里一丁目10番29号  
株式会社古川ポンプ製作所  
代表取締役 氏 家 英 喜

(3) 第131号議案 工事請負の契約締結について  
(北上(大室地区)漁港護岸ほか機能強化工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市北上町十三浜字大室地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金358,600,000円
- ・契約の相手方 石巻市のぞみ野一丁目1番地2  
津田海運株式会社  
代表取締役 津 田 真栄美

(4) 第132号議案 工事請負の契約締結について  
(流留真野沢田線道路改良(その3)工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市流留字善性寺ほか5字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金151,800,000円
- ・契約の相手方 石巻市前谷地字根方山3番地  
広伸建設株式会社  
代表取締役 齋 藤 光 弥

**(5) 第133号議案 損害賠償額の決定について**

＜内 容＞

平成30年3月27日に、石巻市立病院で実施した、内視鏡下（ないしきょうか）による手術後、容態の変化から30日に他院へ緊急搬送し、手術を行ったが、患者が同年4月27日に死亡したことに対し、遺族から代理人を通じ慰謝料等を求められていた件について、患者が不調を訴えた際に速やかに検査を行わなかったなど、術後の管理が万全でなかったことを認め、賠償に応じるため協議を行ってきたところ、今般、遺族と損害賠償額の協議が調ったことから、次のとおり損害賠償額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

1 損害賠償額

金38,052,381円

2 相手方

市外在住 女性

市外在住 男性

市外在住 女性

3 損害賠償の内容

市は損害賠償として38,052,381円を相手方に支払い、相手方は、これ以外一切の請求、異議の申立てをしない。

**(6) 第134号議案 教育委員会委員を任命するにつき同意を求めることについて**

<理由>

石巻市教育委員会委員の杉山昌行氏の任期が本年6月28日をもって任期満了することに伴い、その後任者について、慎重に選考したところ、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する杉山昌行氏を引き続き任命することとし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

**(7) 第135号議案 公平委員会委員を選任するにつき同意を求めることについて**

<理由>

石巻市公平委員会委員の白出征三氏の任期が本年7月20日をもって満了することに伴い、その後任者について慎重に選考したところ、人格が高潔で、地方自治の本旨と民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する小川真儀氏を新たに選任することとし、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

**(8) 第136号議案 固定資産評価員を選任するにつき同意を求めることについて**

<理由>

石巻市固定資産評価員に選任していた前資産税課長片倉昭彦が本年3月31日付で定年退職したことに伴い、その後任に、資産税課長馬場貴司を適任者と認め、選任することとし、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

**(9) 委員会提出第1号 市長の専決処分事項の指定についての一部改正**

<内容>

市長の専決処分事項の指定について（平成17年5月23日議決）の一部を次のように改正する。

第5号ただし書中「平成32」を「令和2」に改める。